

令和5年度 第7回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
日 時	令和5年4月19日（水） 午後5時30分～7時00分
場 所	練馬区役所本庁舎5階 庁議室
出席者	<p>（委員24名）</p> <p>市川会長、内藤会長代理、岩月委員、江幡委員、腰高委員、嶋村委員、関委員、高橋委員、竹中委員、横山委員、寺嶋委員、大羽委員、関口委員、岩瀬委員、松田委員、福島委員、高原委員、中村委員、加藤（雄）委員、長谷川委員、永沼委員、齋藤委員、加藤（均）委員、青木委員</p> <p>（区幹事5名）</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長</p>
傍聴者	0名
議 題	<p>(1) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について</p> <p>① 日常生活圏域について</p> <p>② 施策案 認知症高齢者への支援の充実</p> <p>③ 施策案 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備</p>
資 料	<p>1 次 第</p> <p>2 委員名簿および座席表</p> <p>3 資料1 第9期計画の策定スケジュール（予定）</p> <p>4 資料2 日常生活圏域について 検討資料</p> <p>5 資料3 認知症高齢者への支援の充実 検討資料</p> <p>6 資料4 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備 検討資料</p> <p>〔参 考〕</p> <p>1 介護保険状況報告</p>

1 開会

【会長】

ただ今より、第7回練馬区介護保険運営協議会を開催します。委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

<出席状況、傍聴者の状況の報告、配布資料の確認>

【会長】

福祉関係団体の職員の選出区分で委員に変更がありました。委員よりひと言お願いします。

【委員】

<委員就任の挨拶>

2 議題

【会長】

それでは、次第に従いまして、議題に入ります。

案件（1）「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第9期計画」。）の検討について」、はじめに今年度の検討の進め方について、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

【高齢社会対策課長】

<資料1 「第9期計画の策定スケジュール（予定）」の説明>

【会長】

つづいて、案件（1）①「日常生活圏域について」、高齢者支援課長より説明をお願いします。

【高齢者支援課長】

<資料2 「日常生活圏域について 検討資料」の説明>

【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

【委員】

前回の協議会で、練馬区の日常生活圏域は総合福祉事務所の管轄と同一の4つの区域としており、地域包括支援センターとの関係性が分かりづらいと申し上げました。日常生活圏域と地域包括支援センター担当区域を対応させる今回の提案の方が、区民にとっても分かりやすいと思います。課題として、上位の階層に位置づける4地区の役割を明確にする必要があると思います。

【高齢者支援課長】

従来の4圏域を単位とした、地域包括支援センターや介護事業者、地域活動団体の間のつながりを継続・発展させていくことが必要だと考えています。うまく連携がとれる体制を検討していきます。6月に改めて具体的な内容等、お示しさせていただきます。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

練馬ゆめの木地域包括支援センターはどこに移転するのでしょうか。

【高齢者支援課長】

移転先として予定していた生涯学習センター分館が、新型コロナウイルスワクチンの配送センターとして使用を継続する見通しとなったため、令和7年4月に高野台デイサービスセンター内に移転する予定です。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

地域を活性化させていくためにはリーダーの存在が重要だと思います。新たな日常生活圏域において各団体をつなげる一つの方法として、リーダーを見つけ育てていくことが重要だと思います。

【高齢者支援課長】

地域で活動を進めていくためには、活動を引っ張るリーダーの方が重要であり、また、その方々をコーディネートしていくことも今後重要になってくると考えています。

生活支援体制整備事業の体制の強化の中で、地域包括支援センターのコーディネート機能の拡充についても整理し、6月の運営協議会でお示ししたいと考えています。

【会長】

リーダーはNPOの方がなったり、介護サービス事業所の方がなったりと様々なケースがあって良いと思います。リーダーを生活支援コーディネーターがバックアップし、形に当てはめるのではなく、その地域に合った役割を議論していけばいいと考えます。

他にご意見はありますか。

【委員】

日常生活圏域の見直しに賛成です。生活支援コーディネーターを日常生活圏域に合わせて配置し、地域活動団体同士の連携や増加する元気高齢者と地域活動団体を繋げるコーディネート機能を拡充していただきたいと思います。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

ケアマネジャーには生活支援コーディネーターと同じように、高齢者を地域活動団体や社会資源に繋げる役割があると思っています。介護や医療は圏域を越えてサービスを提供しているため、圏域内にある社会資源だけで考えるのではなく、圏域間の連携も踏まえて検討していただきたいと思えます。

【会長】

ご意見として受け止めさせていただきます。

他にご意見はありますか。

【会長代理】

日常生活圏域を細かくすることで、地域密着型サービスの整備計画への影響はないのでしょうか。

【介護保険課長】

地域密着型サービスの整備については、引き続き、上位の階層と位置づける4地区という考え方を残して進めることとし、そのうえで高齢者をよりきめ細やかに支えるため、日常生活圏域を細分化していくことを検討しています。

【会長】

では、案件（1）②「施策案 認知症高齢者への支援の充実」について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

【高齢者支援課長】

<資料3 「認知症高齢者への支援の充実 検討資料」の説明>

【会長】

6ページに権利擁護に関する記載があります。練馬区社会福祉協議会では、成年後見制度の中核機関である「ほっとサポートねりま」を運営されていますが、現在の運営の状況について、ご説明いただけますでしょうか。

【委員】

「ほっとサポートねりま」は、令和2年度から練馬区における成年後見制度の中核機関として、広報・相談・利用促進・後見人支援に取り組んでいます。そのうち、利用促進については、地域包括支援センター等から困難ケースの情報を提供していただき、弁護士や医者などの専門職を入れた検討会議を月に1回開催しています。法的あるいは医学的な見地から、どうアプローチすべきか議論し、それぞれ役割分担しながら対応しています。相談件数も増えてきており、ますますこの事業が重要になっています。

【会長】

家族が介護で追い込まれている場合などは、チームアプローチが必要だと思います。
他にご意見はありますか。

【委員】

介護保険制度は財政的に存続できるかどうかという状況まで追い込まれています。高齢者施策の対象を75歳以上の後期高齢者に絞るべきだと提案します。練馬区の財政が逼迫する中、どこかに線を引かなければならないと思います。75歳以下の方については、自身の健康維持について自助努力が必要であると考えます。

【会長】

確かにご指摘の通りの点もあるかもしれませんが、年齢に関わらず介護や医療が必要になる方もいます。そういう方を発見し、支援していくことも大切だと考えます。今のご不安に対しては、具体的な取組事例を丁寧に説明していくことで回答とさせていただきたいと思います。

他にご意見はありますか。

【委員】

製薬会社の関係者によれば、早期の認知症に対応した治療薬が実用化される見込みとのこと。今後は早期の方と予防の方とを区別し、介護事業所等の社会資源につなげていくことも必要になるのではないかと思います。

【高齢者支援課長】

認知症の進行を抑える新薬について、製薬会社から厚生労働省に承認申請がされているところです。動向を注視しながら認知症施策の検討を進めていきたいと考えています。

【会長】

医師会の視点から何かご意見はありますか。

【委員】

4ページに、もの忘れ検診の対象拡大を踏まえ、介護サービス事業者と連携し、支援体制を広げていく必要があるのではないかとあります。具体的には、介護サービス事業者とどのような連携を考えているのでしょうか。

【高齢者支援課長】

介護サービス事業者としては、認知症支援に携わっている認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業者を想定しています。

もの忘れ検診により認知機能の低下がみられる方については、地域包括支援センターが個別支援してきましたが、さらに介護事業者と連携することで、相談窓口を増やし、認知症ケアの現場で相談ができるよう検討を進めていきたいと考えています。

【会長】

医療法人財団を運営している委員からご意見をいただけますか。

【委員】

もの忘れ検診は受診率が低いため、原因を分析して受診率を高める取組を行うことが大切だと思います。練馬区では認知症高齢者の支援として様々な取組を行っていますが、それぞれの取組の効果検証を行い、効果の高い取組を重点的に実施することが重要だと考えます。

また、若くして認知症になる方や、いくら健康に気をつけていても、癌などの病気になってしまう方がいます。先ほどの高齢者施策の対象を75歳以上にすべきだとの意見も一理あると思いますが、弱者を守るという視点も大切だと思います。

【会長】

では、案件（1）③「施策案 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備」について、介護保険課長より説明をお願いします。

【介護保険課長】

<資料4 「在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備 検討資料」の説明>

【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

【委員】

3ページに、「地域密着型サービスについて、利用が進まないサービスがある」とありますが、供給が需要を上回っているという解釈はないのでしょうか。

【介護保険課長】

地域密着型サービスの整備にあたっては、サービスの利用状況や高齢者の人口推計等を踏まえ、需給バランスを考慮した上で整備目標を定めています。ご利用いただくと大変役立つサービスですが、なかなか利用が進まない状況にあります。サービスの周知が進んでいないことが、稼働率が上がらない要因の一つと考えています。

【会長】

利用が進まないのは制度上の問題があるからでしょうか。内藤会長代理ご意見ををお願いします。

【会長代理】

制度上の問題もあると思いますが、同じサービスでも稼働率が高い事業者もあれば低い事業者もあります。原因分析を行う必要があると考えます。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

サービスによってケアマネジャーを変更する必要があったり、利用料が月額制であること、また、練馬区は介護サービス事業者が多く、地域密着型サービス以外の介護保険サービスで十分利用者のニーズを満たすことができることも地域密着型サービス利用が進まない要因になっていると思います。ケアマネジャーは利用者のアセスメントを踏まえ、利用者と一緒に希望に合うサービスを考えてケアプランを作成しています。サービスがあるからいいというわけではありません。ケアマネジャーの知識が足りないということもあるかもしれませんが、ケアマネジャーは法定研修の中で、必ず地域密着型サービスの内容や活用方法を学んでいます。

3 閉会

【高齢施策担当部長】

本日も活発なご意見をいただきましてありがとうございます。

地域の実情や現状を踏まえ、練馬の強みというものを生かしながら、それぞれの施策でどこに重点を置くのかということが今後の計画の大きな柱になっていくと思っています。

また皆さんのご意見を聞かせていただければと思っております。次回もよろしく申し上げます。

【会長】

自治体ごとに特色が違うため、練馬区の特色を活かして計画を策定する必要があると思います。今後ともどうぞよろしくお願いします。

次回日程等について、事務局より申し上げます。

【事務局】

<次回の開催予定の連絡>

【会長】

これをもって、第7回練馬区介護保険運営協議会を閉会いたします。